

山形県公報のインターネットを利用した情報提供に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県公報発行規則(昭和37年2月県規則第6号)第12条第2項の規定によりインターネットを利用して山形県ホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)により閲覧に供される山形県公報(以下「県公報」という。)の内容を表示したもの(以下「ホームページ上の県公報」という。)について、その取扱いに関する必要な基準を定めるものとする。

(掲載の時期)

第2条 総務部長は、県公報の発行後、速やかに当該県公報に係るホームページ上の県公報を閲覧に供するものとする。

(個人情報保護に配慮する措置)

第3条 自己に係る個人情報(山形県個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。)で次の各号のいずれかに該当するものがホームページ上の県公報に表示されている者は、総務部長に対し、ホームページ上の県公報から当該個人情報の削除の申請をすることができる。

- (1) 公示送達に関するもの
- (2) 業務停止等の期間が終了した不利益処分に関するもの
- (3) その他、県公報登載後、その目的が達せられ、引き続き長期間公表する必要がないもの

(個人情報の削除申請)

第4条 前条の規定による申請(以下「削除申請」という。)をしようとする者は、個人情報削除申請書(別記様式第1号)を総務部長に提出するものとする。

(個人情報の削除)

第5条 総務部長は、削除申請があつた場合において、当該削除申請に係る個人情報が第4条各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該削除申請に係る個人情報を削除することにより県公報登載目的に支障を及ぼすおそれがあるときを除き、個人の権利利益の保護に配慮するために必要な限度で、当該削除申請に係る個人情報をホームページ上の県公報から削除するものとする。

2 総務部長は、前項の規定によりホームページ上の県公報から当該削除申請に係る個人情報の削除を行ったときは、申請者へ通知(別紙様式第2号)するものとする。

(第三者への周知)

第6条 総務部長は、前条第1項の規定により個人情報を削除した場合は、削除を行った箇所が特定できるよう、ホームページ上の県公報に必要な措置を行うものとする。

附 則

この要領は、平成20年2月19日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

個人情報削除申請書

平成 年 月 日

山形県知事 殿

氏名

(記名押印又は署名)

住所

(郵便番号)

(電話番号)

山形県公報発行規則第12条第2項の規定によりインターネットを利用して閲覧に供されている「山形県公報」における個人情報について、次のとおり山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からの削除を申請します。

公報発行日及び番号	年 月 日発行 第 号
削除申請に係る個人情報の内容	
削除を求める理由	
申請者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人
本人の氏名及び住所(法定代理人が請求する場合)	(電話番号)

- (注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する□にレ印を記入してください。
2 「削除申請に係る個人情報の内容」の欄は削除を申請する個人情報が特定できるように具体的に記入してください。
3 「削除を求める理由」の欄は理由を具体的に記入してください。
4 法定代理人が申請する場合は、法定代理人本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等)及びその資格を証明する書類(戸籍謄本等)を提出し、又は提示してください。

総 第 号
平成 年 月 日

様

山形県総務部長

「ホームページ上の県公報」における個人情報の削除について（通知）

年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、下記のとおり山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) から削除しましたので通知します。

記

- 1 山形県公報号番号 山形県公報第 号
- 2 削除した個人情報